

# 伊 勢 市 公 報

第 165 号  
平成 24 年 9 月 20 日  
木 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	2
<b>告 示</b>	
○ 伊勢市議会定例会の招集について	4
○ 道路の供用開始について	5
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	6
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 永久選挙人名簿関係 ・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	7
<b>上下水道告示</b>	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	8
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	9
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	10
○ 犬の抑留について	11
○ 都市計画事業の図書の写しの縦覧について	12
○ 都市計画事業の認可について	13
○ 公示送達	14
○ 都市公園の供用開始について	15
○ パブリックコメントの実施について	16
○ 公示送達	19

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 9 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 37 号

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 3 号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢<sup>しゆう</sup>血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 115 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 24 年 9 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 24 年 9 月 10 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 116 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 24 年 9 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
桧尻川 22-10 号線	伊勢市一之木 5 丁目 882 番地先から 伊勢市一之木 5 丁目 824 番 5 地先まで	平成 24 年 9 月 14 日

伊勢市教育委員会告示第9号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成24年9月13日

伊勢市教育委員会

委員長 楠田 英子

記

- 1 日 時 平成24年9月24日（月）午後7時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第26号 伊勢市指定文化財の指定について

伊勢市選挙管理委員会告示第 43 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 24 年 9 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,169 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

18,067 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

36,134 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 108,401 人

伊勢市上下水道事業告示第 26 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 24 年 9 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
364	坂本工業	志摩市磯部町築地 581 番地	平成 24 年 9 月 5 日



伊勢市上下水道事業告示第 27 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 24 年 9 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
89	株式会社山口 建設	多気郡明和町大字斎 宮 3579 番地 2	平成 24 年 9 月 1 日

伊勢市公告第 56 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 24 年 9 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 57 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 24 年 9 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市小俣町本町	雑種	ベージュ	雄	小	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 24 年 8 月 31 日

3 抑留期限 平成 24 年 9 月 7 日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健福祉事務所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第58号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成24年9月4日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画道路事業 3・5・60号 二見浦交通広場アクセス線  
(交通広場)

2 縦覧場所

伊勢市都市整備部基盤整備課

伊勢市公告第59号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成24年三重県告示第568号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年9月4日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画道路事業 3・5・60号 二見浦交通広場アクセス線  
(交通広場)

2 施行者の名称

伊勢市

3 事務所の所在地

伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市都市整備部基盤整備課

4 事業地の所在

伊勢市二見町茶屋字茶屋後地内

伊勢市公告第 60 号

公 示 送 達

下記の者の平成 24 年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 24 年 9 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
藤本 ミツ子	伊勢市大世古 3 丁目 1 番 2 号	675835
猪野 楠衛	伊勢市岡本 1 丁目 18 番 43 号	714386
小津 幸三郎	伊勢市吹上 2 丁目 9 番 34 号 (株丸二内)	753772
濱口 綾子	伊勢市御菌町高向 951 番地 1 宮川荘い号	799742
久杵 修	伊勢市馬瀬町 614 番地 15	2362192
鹿海 稔久	伊勢市小木町 416 番地 1	2538650
廣垣 修	伊勢市西豊浜町 1864 番地	2814408
川面 利三	伊勢市小俣町宮前 633 番地 1 メゾン宮前 A-205	2983047

伊勢市公告第 61 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 24 年 9 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (m <sup>2</sup> )
一之木運動小公園	伊勢市一之木 5 丁目 649 番 29	206

供用開始の期日 平成 24 年 9 月 7 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

## 伊勢市公告第 62 号

伊勢市人権施策基本方針を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市人権施策基本方針（案）を公表します。

なお、伊勢市人権施策基本方針（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 24 年 9 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する計画案

伊勢市人権施策基本方針（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 伊勢市環境生活部人権政策課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (4) 二見総合支所地域振興課
- (5) 小俣総合支所地域振興課
- (6) 御蔭総合支所地域振興課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 浜郷支所



- (10) 宮本支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市福祉健康センター
- (17) 二見老人福祉センター
- (18) 伊勢市小俣保健センター
- (19) 伊勢市朝熊市民館
- (20) 伊勢市大久保市民館
- (21) 伊勢市黒瀬市民館
- (22) 伊勢市立伊勢図書館
- (23) 伊勢市立小俣図書館
- (24) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (25) 伊勢市二見生涯学習センター
- (26) いせ市民活動センター
- (27) 伊勢市ハートプラザみその

### 3 縦覧期間

自 平成 24 年 9 月 18 日（火）

至 平成 24 年 10 月 17 日（水）

### 4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができるもの
  - ・ 市内に住所を有する者
  - ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
  - ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者

- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所を明記の上、「伊勢市人権施策基本方針（案）」に対する意見として、伊勢市環境生活部人権政策課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市環境生活部人権政策課 伊勢市役所東庁舎 3階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 人権政策課

ファクシミリ 0596-21-5642

電子メール [jinken@city.ise.mie.jp](mailto:jinken@city.ise.mie.jp)

(3) 意見の提出期限

平成24年10月17日（水）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市環境生活部人権政策課 電話 0596-21-5545

伊勢市公告第 63 号

公 示 送 達

下記の者の平成 24 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 24 年 9 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
北村 明久	伊勢市西豊浜町 5432 番地 4	0031994
尾形 明	伊勢市吹上 2 丁目 9 番 33 号	0693231